

【健康福祉部 健康づくり推進課】 受動喫煙防止対策の推進【拡充】

30,985千円

目 的

- 受動喫煙による健康被害を防止するため、改正健康増進法（平成30年7月25日公布、以下「改正法」という。）及び山形県受動喫煙防止条例（平成30年12月25日公布、以下「条例」という。）に基づき、受動喫煙防止対策を推進する。

事業内容

- | | |
|---|--|
| <p>1 受動喫煙防止の取組み推進【拡充】 14,375千円</p> <p>① 受動喫煙防止対策推進委員会の開催 775千円
受動喫煙防止対策の効果的な推進について、
評価・検証を行う</p> <p>② 改正法及び条例の周知啓発、相談への対応【新規】 11,925千円
・改正法及び条例の周知啓発
・事業者が講ずべき対策の説明、事業者からの相談への対応</p> <p>③ 「禁煙標識」の作成、配布【新規】 393千円
「禁煙標識」を作成し、屋内禁煙に取り組む
飲食店に配布</p> <p>④ 受動喫煙に関する正しい知識等の啓発 1,282千円
各種イベント、出前講座等様々な機会を通じた
県民等への啓発</p> | <p>2 受動喫煙防止のための施設設備を行う飲食店を支援【新規】 16,610千円</p> <p>① 喫煙専用室等の設置等に対する補助 15,000千円
〔対象事業〕 喫煙専用室、屋外喫煙所設置等
〔対象者〕 国事業（受動喫煙防止対策助成金）の対象とならない飲食店（☆）
☆従業員を雇用していない労災保険適用外の飲食店
〔補助率〕 2/3 〔補助上限額〕 1,000千円</p> <p>② 施設の禁煙化に合わせた改装への補助 1,500千円
〔対象事業〕 壁紙、カーテン等の交換等
〔対象者〕 既存特定飲食店（★）
★客席面積100㎡以下、個人又は中小企業経営で2020年3月31日までに営業を開始している飲食店
〔補助率〕 2/3 〔補助上限額〕 100千円</p> |
|---|--|

